



2024年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 京都フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 土井 伸 宏
(コード番号 5844 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画部経営企画担当部長 大西 秀 樹
T E L (075) 361-2275

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社京都フィナンシャルグループ（社長 土井 伸宏）（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の第1期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的および条件

(1) 本制度の導入目的

本制度は当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額につきましては、本株主総会において年額500百万円以内とすることにつき、株主の皆さまのご承認をお願いする予定ですが、当該報酬枠と別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまのご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 150 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 100,000 株以内（但し、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、当該総数を分割比率または併合比率に従って調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その普通株式の 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどを、その内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が原案通り承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以 上